

水俣・芦北景観形成地域における景観形成のための基準－1

		海岸景観形成ゾーン		沿道景観形成ゾーン	特別誘導区域						
			漁村集落		湯の児地区	湯の鶴地区	佐敷地区	重盤岩周辺地区			
建 築 物 等	位 置	道路隣接地からの位置	(1) 道路（隣接地）からできるだけ後退し（離し）、ゆとりの空間を確保する。	—	(1) 道路（隣接地）からできるだけ後退し（離し）、ゆとりの空間を確保する。	(1) 隣接する建築物の壁面線に、できるだけそろえるようにする。			(1) 道路（隣接地）からできるだけ後退し（離し）、ゆとりの空間を確保する。		
		配置	(1) 周囲の自然景観との調和に配慮し、ゆとりのある配置とする。 (2) 岬の先端部や稜線上への施設配置を避け、海への眺望を確保するとともに、周辺の自然環境との調和を図る。	(1) 海への眺望を確保するとともに、周辺の自然環境との調和を図る。	(1) 周囲の自然景観との調和に配慮し、ゆとりのある配置とする。	(1) 岬の先端部や稜線上への施設配置を避け、海への眺望を確保するとともに、周辺の自然環境との調和を図る。	—	—	(1) 周囲の自然景観との調和に配慮し、ゆとりのある配置とする。		
	意匠・形態	(1) 周囲の自然景観との調和を図るとともに、主要な視点場からの眺望景観に配慮する。 (2) 屋根は、2方向以上のこ配屋根を原則とし、やむを得ず陸屋根となる場合は、パラペット、塔屋のデザインに十分配慮するとともに、庇や軒を設けるなどして自然景観に溶け込むように配慮する。 (3) 塔屋は、建物本体と一体感のあるデザインとし、建物から突出しないように配慮するとともに、周辺の街なみに調和するように努める。 (4) 屋上に備える空調設備、給水設備等は、覆いをし、建物と同色の着色を施すなど、周辺から見た時の景観に配慮する。屋上以外に設置する空調設備や屋外階段等の設備は、道路から見えない場所に設置したり、建物本体と一体感のある材料や色彩を用いるなどして、周辺の景観に調和するように努める。									
		—	(5) 各集落で多く用いられている建築様式とあわせ、まとまりのある集落景観の形成に努める。	—	(5) 旅館街としての連続性に配慮した外観となるように努める。	(5) 歴史的街なみとの調和を図り、まとまりのある街なみ景観の形成に配慮する。	—				
	外 観	規模	(1) 基調となる景観との調和が図られるよう、建ぺい率をできるだけ低く抑え、敷地内にゆとりの空間を確保する。 (2) 大規模な建築物は、できるだけ低層とし、配置の工夫や建物の分節化などによって、建物のボリューム感を低減するように努める。 (3) 高さは、山のスカイラインや集落等の建築群から突出しないように努める。								
		—	—			(3) 高さはできるだけ周囲の建築物等とそろえ、旅館街としての連続性を確保するように努める。			—		
	材 料	(1) 潮風等による腐食等を十分考慮し、耐久性に優れ、退色、剥離などが発生しにくい材料を用いる。 (2) 質感豊かな材料を用い、表情のある街なみの形成に努める。									
		—	(3) 各集落で多く用いられている建築材料と違和感のない材料を用いる。	—	—	—	—	(3) 歴史的建築物で用いられている材料と違和感のない材料を用いる。	—		
	色 彩	外 壁 (基調色)	(1) 周囲の自然景観と対比的な、以下の色調を使用することを避ける。〔忌避色〕 ・鮮明色 ・明清色及び暗清色 (YR (黄赤) 系及び Y (黄) 系の色相を除く。) (2) 使用可能色の内、得に以下の色調を推奨する。 〔推薦色〕 ・白、明灰色、明穏色、中穏色 ・暗清色 (木材などの素材色、その他材料は、YR 系、Y 系のみ)			(1) 〔忌避色〕 ・鮮明色 ・明清色及び暗清色 (2) 〔推薦色〕 ・白、明灰色、明穏色、中穏色 ・暗清色 (木材などの素材色、その他材料は、YR 系、Y 系のみ)	(1) 〔忌避色〕 ・鮮明色 ・明清色及び暗清色 (YR (黄赤) 系及び Y (黄) 系の色相を除く。) (2) 〔推薦色〕 ・白 ・明穏色、中穏色、暗清色 (YR 系、Y 系の色相に限る。)	(2) 〔推薦色〕 ・中穏色、暗穏色 ・暗清色 (木材などの素材色、その他材料は、YR 系、Y 系のみ)	(2) 〔推薦色〕 ・白、明灰色 ・明穏色、中穏色 ・暗清色 (木材などの素材色、その他材料は、YR 系、Y 系のみ)	(2) 〔推薦色〕 ・中穏色、暗穏色 ・暗清色 (木材などの素材色、その他材料は、YR 系、Y 系のみ)	
			屋根	周囲の自然景観と調和した、以下の落ち着いた色調とする。〔推薦色〕 ・暗灰色、黒、暗穏色							
敷地の緑化		(1) 敷地内の木竹は、できるだけ保全に努める。 (2) 敷地内の周囲や注射上には地域性豊かな樹木による緑化を施すように努める。 (3) 敷地の接道面は、樹木、草花などによる修景・緑化に努める。 (4) 敷地内の擁壁やのり面等の構造物は、低木、ツタなどによる修景・緑化に努める。									

※色彩の部分は、「くまもとカラーガイドによる色の分類」のとおり。なお、外壁 (1) 忌避色において基準適用は素材色を除く。

水俣・芦北景観形成地域における景観形成のための基準－2

	海岸景観形成ゾーン		沿岸景観形成ゾーン	特別誘導区域			
		漁村集落		湯の児地区	湯の鶴地区	佐敷地区	重盤岩周辺地区
独立工作物	<p>(1) 岬や稜線上など、景観形成上重要な場所に設けるものについては、規模、意匠、形態、色彩などが周辺の自然景観と調和するように配慮する。 特に、遠景から見渡せる大規模な擁壁やのり面、ネット等は、自然の緑との違和感を軽減するため、色彩を工夫するほか、ツタなどによる修景・緑化に努める。</p> <p>(2) 柵、塀、擁壁等の材料は、耐久性・耐候性に優れ、退色、剥離などの起こりにくいもので、周囲の景観と調和した落ちついた材質感のものを用いる。</p> <p>(3) 工作物の色彩は、各ゾーン及び区域における建築物〔外壁〕の色彩基準を準用する。</p> <p>(4) 電線の道路横断は、できるだけ少なくなるように努め、やむを得ず横断する場合は、直角横断になるように努める。</p>						
	(5) 海岸線に設ける擁壁等の材料は、できるだけ自然素材を活用し、海岸線との調和に配慮する。	(5) 擁壁等の材料は、できるだけ自然素材や落ち着いた質感の素材を用い、周辺の景観との調和に配慮する。	—	(5) 擁壁等の材料は、できるだけ自然素材や落ち着いた質感の素材を用い、周辺の景観との調和に配慮する。	(5) 擁壁等の材料は、できるだけ自然素材や落ち着いた質感の素材を用い、周辺の景観との調和に配慮する。 (6) 棚田などの自然石積み等の壁等は、できるだけ保全するように努める。 (7) 湯出川の水面上を配管や配線類が横断しないように配慮する。	(5) 擁壁等の材料は、できるだけ自然素材や落ち着いた質感の素材を用い、周辺の景観との調和に配慮する。	
	<p>(8) 太陽光発電施設については、周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所においては、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。特に設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。</p> <p>(9) 太陽光発電施設については、海岸線には設置しないように努めるものとする。</p> <p>(10) 太陽光発電施設については、高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避けること。</p> <p>(11) 太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とすること。</p> <p>(12) 太陽光発電施設については、太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とすること。</p> <p>(13) 太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用すること。</p> <p>(14) 敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努めること。</p>						
木竹の伐採及び事後の緑化に関する事項	<p>(1) 木材の伐採は、自然景観との調和を図るために必要最小限とし、やむを得ず伐採する場合は、地域性豊かな樹種による補植に努める。</p> <p>(2) 樹形が優れ、修景にいかせる樹木は、できるだけ残すように努める。</p>						
屋外における物品の集積又は貯蔵の方法及び遮へいに関する事項	<p>(1) 物品の集積又は貯蔵の位置、形態はできるだけ目立たないように努める。</p> <p>(2) 敷地の周辺は、地域性豊かな樹種による緑化・修景に努める。</p> <p>(3) 海岸部においては、海への眺望を遮らないような位置、形態となるように努める。</p> <p>(4) 観光客等の目に触れやすいメイン動線上に物品の集積又は貯蔵を行う場合は、雑然とならないよう、整理に努める。</p>						
鉱物の掘採及び土石等の採取の際の遮へい及び事後の緑化に関する事項	<p>(1) 採掘は、周辺からできるだけみえないような方法を取り、周辺の景観との調和に配慮する。</p> <p>(2) 採掘中は、敷地の周囲を高木等により遮へいし、修景に努める。</p> <p>(3) 採掘終了後は、地域性豊かな樹種による緑化・復元に努める。</p>						
土地の区画形質の変更後の土地の形状及び緑化に関する事項	<p>(1) 土地の区画形質の変更は、既存の地形形状を生かした造成を行い、のり面、擁壁などがなるべく発生しないように努める。 やむを得ず発生するのり面や擁壁等は、できるだけ自然素材を活用するなど、規模、意匠、形態、色彩などが周辺の自然景観と調和するように配慮し、樹木・ツタなどによる修景・緑化に努める。</p> <p>(2) 既存の良好な樹木や樹林については修景に生かすとともに、地域性豊かな樹種による緑化に努める。</p> <p>(3) 宅地開発等は、できるだけゆとりのある区画割りになるように配慮する。</p>						

水俣・芦北景観形成地域における景観形成のための基準－3

	海岸景観形成ゾーン		沿岸景観形成ゾーン	特別誘導区域			
		漁村集落		湯の児地区	湯の鶴地区	佐敷地区	重盤岩周辺地区
屋外における自動販売装置の設置方法に関する事項	<p>(1) 設置に当たっては、建築物と一体に管理できる状態になるように努める。</p> <p>(2) 設置台数が複数になる場合は、乱雑にならないように配置する。</p> <p>(3) 周辺の景観を損なうような、鮮やかな色彩を基調とした自動販売装置の設置を避ける。やむを得ず設置する場合は、周辺の景観に調和した質感豊かな材料で覆うなど、修景に努める。</p> <p>(4) 海岸沿いにおいては、海への眺望に配慮し、道路の海側には設置しないように努める。</p>						
広告物に関する事項	<p>(1) 広告塔・広告板の位置は、道路からできるだけ後退させるように努める。</p> <p>(2) 広告物を掲出する場合は、できるだけ高さを抑え、面積、数量ともに最小限とするように努め、建物本体及び周辺の景観と調和したデザインとする。</p> <p>(3) 材料は、耐久性・耐候性に優れ、退色、剥離などの起こりにくいもので、質感豊かなものを用いる。</p> <p>(4) 基調となる色彩は、鮮明色を使用することを避ける。</p> <p>(5) 広告幕、のぼり、旗などの簡易広告物は、できるだけ掲出しないように努める。</p>						